

釧路市基本構想策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市まちづくり基本条例第23条第1項に規定する基本構想等（以下「基本構想等」という。）の策定に関し、協議及び助言を行うため、釧路市基本構想策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、基本構想等の策定に関わる協議及び助言を行う。

(組織等)

第3条 市民委員会は、委員20名以内により組織する。

2 委員は、学識経験者、各種企業・団体推薦者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長、副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、互選による。

3 委員長は、市民委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、必要に応じ委員長が委員を招集し開催する。

2 市民委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総合政策部都市経営課基本構想担当が処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。